校則の見直しに関する手順について

令和４年２月１５日新設
令和４年４月　１日施行
熊本県立天草高等学校倉岳校 生徒指導部

校則については、毎年見直す機会を設け、生徒・保護者・職員から意見を集約した上で協議し、次年度に向けた校則の改訂を行う。校則の見直し手順は以下の通りとする。

前年度に作成された校則（改訂版）の運用を開始する	
４月	○生徒・保護者は前年度３月までに学校ホームページに掲載された校則（改訂版）を確認する。 ○年度初めの職員会議等で改訂点の確認を行う。

↓

生徒総会で校則について考える	
５月	○見直しや課題点等について意見を出し合い、全校生徒が校則について考える機会とする。 （注）結論を出すのではなく、自他の考えを出し合い、各自が考えを深める場となるよう留意する。

↓

アンケートの実施	
９月	○Google フォームを活用し、生徒・保護者・職員にアンケート調査を行う。

↓

生徒指導部による協議	
１０月	○９月に実施したアンケート結果を踏まえて生徒指導部で検討の上、改定案１を作成する。

↓

生徒・保護者の各代表と生徒指導部職員による協議	
１１月	○秋桜祭当日の放課後に、９月に実施したアンケート結果と改訂案１を基に協議し、改訂案２を作成する。 ○協議参加者は、生徒会長・生徒会副会長・育友会会長・育友会副会長・生徒指導部職員を基本とする。 ※男女比等を考慮し、各年度の実態に応じて参加者の変更は可とする。

↓

職員会議での検討	
１２月	○１１月の検討会で作成した改訂案２を基に職員会議で検討し、次年度の校則案を決定する。

↓

次年度に向けた改訂案の作成・起案。	
１月上旬	○１２月の検討会の結果を踏まえて改訂案を作成し起案する。

↓

次年度の校則（改訂版）の周知	
２月上旬	○改訂案が決裁された後、速やかに学校ホームページに掲載し、周知を図る。